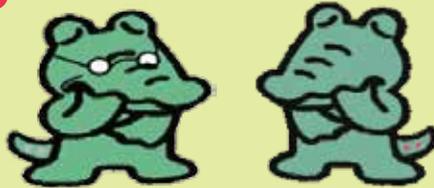


はじめての介護保険

～要介護認定の申請手続きのご案内～

仕事をしながら
両親の介護を
するのは大変だ…



家族が退院する
けれど、自宅では
どうしよう…

介護が必要になった時は、要介護認定の申請が必要です

●申請できる人

◇ **65歳以上の方**

◇ **40歳から64歳までの医療保険に加入している方** **第2号被保険者**

※下記の特定疾病により、介護が必要と認められること。主治医にご相談・ご確認ください。

●申請できる場所

◇ **地域ケアプラザ** (地域包括支援センター【→裏面へ】)

◇ **区役所の窓口** (鶴見区役所 3階 1番窓口)



●必要なもの

◇ **要介護・要支援認定申請書** (申請窓口にあります。)

◇ **介護保険証**

※ **第2号被保険者** の場合は、加入している医療保険の保険証が必要です。

◇ **かかりつけの医療機関、医師名などがわかるもの**

※< **第2号被保険者** の特定疾病 >

①筋萎縮性側索硬化症

②後縦靭帯骨化症

③骨折を伴う骨粗鬆症

④多系統萎縮症

⑤初老期における認知症

⑥脊髄小脳変性症

⑦脊柱管狭窄症

⑧早老症

⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症

及び糖尿病性網膜症

⑩脳血管疾患

⑪進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核
変性症及びパーキンソン病

⑫閉塞性動脈硬化症

⑬関節リウマチ

⑭慢性閉塞性肺疾患

⑮両側の膝関節又は股関節に著しい
変形を伴う変形性関節症

⑯末期がん



1

2 調査

3 認定・結果の通知

4 ケアプランの作成

申請

①認定調査

調査員が自宅などに訪問し、聞き取り調査を行います。

調査員から連絡がありますので、調査を行う日程を決めてください。

◇調査日時
月 日 () 時

◇調査員
名前
所属
連絡先

②主治医意見書

区の依頼で主治医が意見書を作成します。



①審査・判定

認定調査と主治医意見書をもとに介護認定審査会が、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定し、区が要介護認定を行います。



②結果の通知

認定結果通知と介護保険証がおよそ30日で届きます(認定調査の実施状況や、主治医意見書の提出状況によっては、30日以上かかる場合があります)。

介護保険証が届いたら、赤線部分に記載されている要介護状態区分等と認定の有効期間をご確認ください。



◇要介護状態区分等

要介護 1～5

要支援 1・2

非該当

4

要介護
1～5

担当のケアマネジャーを決めて、ケアプランの作成について相談してください。選定にあたっては、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)や区役所の窓口で相談できます。

要支援
1・2

地域ケアプラザ(地域包括支援センター)でケアプランの作成について相談してください。

非該当

地域ケアプラザ(地域包括支援センター)で、独自に取り組んでいる予防介護サービスをご案内しています。

5 サービスの利用



訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)など自宅で利用する居宅サービス、福祉用具のレンタル・購入や住宅改修など生活環境を整えるサービス、特別養護老人ホームなどに入所してサービスを受ける施設サービスなどがあります。

詳しくは地域ケアプラザ(地域包括支援センター)や区役所の窓口で配布している「ハートページ」をご覧ください。

●暫定利用(サービス利用を急ぐ場合)は、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)に相談してください

●更新申請

認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用希望の場合は、有効期間が終了する前に更新申請してください(期間満了日の60日前から受付できます)。

●更新時、要支援で次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上(未満の方は要介護(要支援)認定)
- ・訪問型サービス・通所型サービスのみ利用

基本チェックリストで基準に該当すると、更新手続きなくサービスが利用できます(詳しくは地域ケアプラザ(地域包括支援センター)へ)。

●区分変更申請

有効期間内に、心身の状態が変わり、介護の必要度が変わった場合は、区分変更申請をすることができますので、ケアマネジャー等にご相談ください。

地域ケアプラザ(地域包括支援センター)は地域の身近な相談窓口です

名称	住所	電話番号	FAX 番号
潮田地域ケアプラザ	鶴見区本町通 4-171-23	507-2929	507-2930
矢向地域ケアプラザ	鶴見区矢向 4-32-11	573-0020	573-0027
寺尾地域ケアプラザ	鶴見区東寺尾 6-37-14	585-5566	585-5737
東寺尾地域ケアプラザ	鶴見区東寺尾 1-12-3	584-0129	570-6202
駒岡地域ケアプラザ	鶴見区駒岡 4-28-5	570-6601	570-6602
鶴見市場地域ケアプラザ	鶴見区市場下町 11-5	504-1077	500-6677
鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見区鶴見中央 1-23-26	508-7800	508-7808
生麦地域ケアプラザ	鶴見区生麦 4-6-4	510-3411	510-3018
馬場地域ケアプラザ	鶴見区馬場 7-11-23	576-4231	576-4233

○受付時間

土曜・日曜・祝日も開館しています。(年末年始及び施設点検日(月1回)などを除く)

- ・月曜から土曜まで 朝9時から夜9時まで
- ・日曜、祝日 朝9時から夕方5時まで

※利用できる地域ケアプラザ(地域包括支援センター)は、お住まいの地域(番地等)により決定します。

※来館日を事前にお伝えください。ご相談日時について調整いたします。

鶴見区在宅医療連携拠点 さわやか相談室

健康相談、介護についての相談、医療機関の紹介、在宅医療に関するお問い合わせの窓口です。お気軽にご相談ください。

住所 鶴見区鶴見中央 3-4-22
鶴見区休日急患診療所ビル 3F
電話 045-503-1289【まずは、お電話ください】

○受付時間

月曜から金曜まで(祝日・年末年始を除く)
朝9時から夕方5時まで

つるみ区歯科医療連携相談室 つるつるお口の相談室

ご自宅・施設・病院で療養されて歯科に通院できない方のための窓口です。お気軽にご相談ください。歯科医院に通えなくて…とお困りの方、お電話または FAX でぜひお申込みください。

住所 鶴見区鶴見中央 1-16-5
電話 070-4039-2626
FAX 0120-985-966(FAXは24時間受付)

○受付時間

月曜から金曜まで(祝日・年末年始を除く)
朝9時から夕方5時まで

お問い合わせ(区役所)

要介護認定・サービスに関すること

鶴見区役所高齢・障害支援課(介護保険担当)

電話 045-510-1770
FAX 045-510-1897

○受付時間

月曜から金曜まで(祝日・年末年始を除く)
朝8時45分から夕方5時まで

介護保険の加入・喪失・保険証の再発行
介護保険の給付、高額介護サービス費
負担限度額認定証に関すること

鶴見区役所保健年金課

電話 045-510-1807(保険係)
045-510-1810(給付担当)
FAX 045-510-1898

○受付時間

月曜から金曜まで(祝日・年末年始を除く)
朝8時45分から夕方5時まで
毎月第2・4土曜日
午前9時から正午まで